令和５年度　遠賀町利用者負担額（保育料）基準額表

令和５年９月から、多子世帯における経済的な負担の軽減を図るため、きょうだい児のカウント対象を国基準の小学校就学前から町独自に１８歳（18歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）まで拡大することで、第２子、第３子以降の軽減措置の対象を拡大します。

階層	定　義		３歳未満児		３歳児		４歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第１	生活保護世帯	－	0	0	0	0	0	0
第２	市町村民税非課税世帯	１子目	0	0	0	0	0	0
		２子目	0	0	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第２特	市町村民税非課税世帯（ひとり親等世帯）	－	0	0	0	0	0	0
第３	市町村民税均等割のみ課税世帯	１子目	15,000	14,700	0	0	0	0
		２子目	7,500	7,350	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第３特	市町村民税均等割のみ課税世帯（ひとり親等世帯）	－	－	－	－	－	－	－
		１子目	7,000	6,850	0	0	0	0
		２子目	0	0	0	0	0	0
第４	市町村民税所得割額48,600円未満世帯	１子目	16,500	16,200	0	0	0	0
		２子目	8,250	8,100	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第４特	市町村民税所得割額48,600円未満世帯（ひとり親等世帯）	－	－	－	－	－	－	－
		１子目	7,750	7,600	0	0	0	0
		２子目	0	0	0	0	0	0
第５	市町村民税所得割額48,600円～65,000円未満世帯	１子目	18,500	18,100	0	0	0	0
		２子目	9,250	9,050	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第５特	市町村民税所得割額48,600円～77,100円未満世帯（ひとり親等世帯）	－	－	－	－	－	－	－
		１子目	9,000	9,000	0	0	0	0
		２子目	0	0	0	0	0	0
第６	市町村民税所得割額65,000円～81,000円未満世帯（市町村民税所得割額）（77,100円～81,000円未満）（ひとり親等世帯）	１子目	21,500	21,100	0	0	0	0
		２子目	10,750	10,550	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第７	市町村民税所得割額81,000円～97,000円未満世帯	１子目	25,800	25,300	0	0	0	0
		２子目	12,900	12,650	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第８	市町村民税所得割額97,000円～133,000円未満世帯	１子目	38,300	37,600	0	0	0	0
		２子目	19,150	18,800	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第９	市町村民税所得割額133,000円～169,000円未満世帯	１子目	41,400	40,600	0	0	0	0
		２子目	20,700	20,300	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第10	市町村民税所得割額169,000円～235,000円未満世帯	１子目	53,100	52,100	0	0	0	0
		２子目	26,550	26,050	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第11	市町村民税所得割額235,000円～301,000円未満世帯	１子目	58,000	57,000	0	0	0	0
		２子目	29,000	28,500	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第12	市町村民税所得割額301,000円～349,000円未満世帯	１子目	69,600	68,400	0	0	0	0
		２子目	34,800	34,200	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第13	市町村民税所得割額349,000円～397,000円未満世帯	１子目	76,000	74,700	0	0	0	0
		２子目	38,000	37,350	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0
第14	市町村民税所得割額397,000円以上世帯	１子目	80,500	79,100	0	0	0	0
		２子目	40,250	39,550	0	0	0	0
		３子目	0	0	0	0	0	0

※　「市町村民税所得割額」とは、住宅借入金等特別控除、寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除（調整控除を除く）を計算に含まないものとします。

〈多子軽減の算定について（非ひとり親等世帯）〉

①市町村民税所得割額57,700円未満世帯（第３階層～第５階層の一部）‥‥子の順位判定において年齢制限なし

②市町村民税所得割額57,700円以上世帯（第５階層の一部～第14階層）‥‥同一世帯の１８歳（18歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）以下の子の内、年齢が高い者から順に第１子目、第２子目‥‥と数える）

〈多子軽減の算定について（ひとり親等世帯（母子又は父子、障がい者のいる世帯））〉

①市町村民税所得割額77,100円未満世帯（第３特階層～第５特階層）‥‥‥子の順位判定において年齢制限なし・第２子目以降は無料

②市町村民税所得割額77,100円以上世帯（第６階層～第14階層）‥‥‥‥‥同一世帯の１８歳（18歳に到達後の最初に迎える3月31日が到来していない者）以下の子の内、年齢が高い者から順に第１子目、第２子目‥‥と数える）

※　住所が別で生計を一にしている子がいる場合は、お申し出ください。